

市第178号議案 横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例等の一部改正

1 提案理由

平成29年6月2日の介護保険法の改正に伴い、平成30年1月18日に「指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令」が公布されました。

このため、改正省令の施行に合わせて、法に規定する介護保険サービスの事業の運営等に係る本市の基準を定めた条例の一部を改正する必要がありますので提案します。

2 改正が必要な条例（全12条例）

- (1) 横浜市指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営の基準等に関する条例
(平成24年12月条例第70号)
- (2) 横浜市介護老人保健施設の人員、施設及び設備並びに運営の基準に関する条例
(平成24年12月条例第71号)
- (3) 横浜市指定介護療養型医療施設の人員、設備及び運営の基準に関する条例
(平成24年12月条例第72号)
- (4) 横浜市養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
(平成24年12月0条例第73号)
- (5) 横浜市特別養護老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
(平成24年12月横浜市条例第74号)
- (6) 横浜市軽費老人ホームの設備及び運営の基準に関する条例
(平成24年12月横浜市条例第75号)
- (7) 横浜市指定居宅サービスの事業の人員、設備、運営等の基準に関する条例
(平成24年12月横浜市条例第76号)
- (8) 横浜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備、運営等の基準等に関する条例
(平成24年12月横浜市条例第77号)
- (9) 横浜市指定居宅介護支援の事業の人員、運営等の基準に関する条例
(平成26年9月横浜市条例第51号)
- (10) 横浜市指定介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成24年12月横浜市条例第78号）
- (11) 横浜市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営、指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例
(平成24年12月横浜市条例第79号)
- (12) 横浜市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営、指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法等の基準に関する条例（平成26年9月横浜市条例第52号）

3 具体的な改正内容

(1) 共生型サービスの新設

障害福祉サービスの利用者が、65 歳以上になっても継続してサービスを受けることができるように、障害福祉制度の指定を受けている事業所であれば、介護保険の事業所として指定が受けられるよう、特例を設けます。

介護保険サービス		障害福祉サービス
訪問介護	⇔	居宅介護、重度訪問介護
通所介護 地域密着型通所介護	⇔	生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）、 児童発達支援、放課後等デイサービス
短期入所生活介護（予防含む）	⇔	短期入所

【改正条例】(7)第 42 条の 2、第 42 条の 3、第 42 条の 4（訪問介護）

(7)第 105 条、第 106 条、第 107 条（通所介護）

(7)第 170 条の 2、第 170 条の 3、第 170 条の 4（短期入所生活介護）

(8)第 60 条の 20 の 2、第 60 条の 20 の 3、第 60 条の 20 の 4（地域密着型通所介護）

(10)第 154 条の 2、第 154 条の 3、154 条の 4（介護予防短期入所生活介護）

※【改正条例】に記載したカッコ書きの数字は、「2 改正が必要な条例」で用いた番号を引用しています。

(2) 居宅介護支援・介護予防支援に関する改正

ア 医療と介護の連携強化

(7) 入院時における医療機関との連携促進

入院時に担当ケアマネジャーの氏名及び連絡先を入院先医療機関に提供するよう利用者へ依頼することを居宅介護支援事業者に義務付けます。

【対象事業】居宅介護支援、介護予防支援

【改正条例】(9)第 7 条、(12)第 7 条

(4) 平時からの医療機関との連携促進

医療系サービスを利用する場合、利用者の同意を得て、主治の医師または歯科医師の意見を求めることになっていますが、意見を求めた医師または歯科医師に対して、ケアプランを交付することをケアマネジャーに義務付けます。

また、介護保険サービスを提供している事業所から、利用者の服薬や口腔機能、心身・生活の状況について情報提供を受けたときは、必要な情報について、利用者の同意を得たうえで、医師、歯科医師または薬剤師に情報提供することをケアマネジャーに義務付けます。

【対象事業】居宅介護支援、介護予防支援

【改正条例】(9)第 16 条、(12)第 33 条

イ 末期の悪性腫瘍の利用者に対するケアマネジメントプロセスの簡素化

末期の悪性腫瘍の利用者については、状態変化に応じた迅速なサービス提供が行えるよう、主治の医師等の助言を得ることを前提として、サービス担当者会議を開催せずにケアプランを作成できることとします。

【対象事業】居宅介護支援

【改正条例】(9)第 16 条

ウ 質の高いケアマネジメントの推進

居宅介護支援事業所における人材育成の取組を促進するため、主任ケアマネジャー（※）であることを管理者の要件とします。（3年間の経過措置期間を設けます。）

（※）主任ケアマネジャー研修（70時間）を受講し、人材育成やケアマネジャーに対する指導や支援の手法等を習得しています。

【対象事業】居宅介護支援

【改正条例】(9)第6条

エ 公正中立なケアマネジメントの確保

利用者との契約にあたり、ケアプランに位置付けた介護保険サービスについて、複数の事業所の紹介を求めることができるということを、利用者に対して説明することを居宅介護支援事業者に義務付けます。

【対象事業】居宅介護支援、介護予防支援

【改正条例】(9)第7条、(12)第7条

オ 訪問介護の利用回数が多い利用者への対応

利用者の自立支援・重度化防止や地域資源の有効活用等の観点から、生活援助中心型の訪問介護の利用回数が多いケアプランについては、ケアマネジャーが市へケアプランを届け出ることを義務付けます。

【対象事業】居宅介護支援

【改正条例】(9)第16条

カ 障害福祉制度の相談支援専門員との連携促進

障害福祉サービスを利用していた障害者が、介護保険サービスを利用する場合等において、ケアマネジャーが障害福祉制度の相談支援専門員と密接な連携に努めなければならない旨を明確化します。

【対象事業】居宅介護支援、介護予防支援

【改正条例】(9)第3条、(12)第3条

(3) 施設・居住系サービスに関する改正

ア 身体的拘束等の適正化

身体的拘束等の適正化のため、次のことを介護保険施設等に義務付けます。

- ・ 対策を検討する委員会の開催（3月に1回以上）
- ・ 指針の整備
- ・ 定期的な研修の実施

【対象サービス】介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護療養型医療施設、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、特定施設入居者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護、介護予防認知症対応型共同生活介護

【改正条例】(1)第15条、第47条、(2)第16条、第47条、(3)第17条、(4)第17条、(5)第16条、第37条、(6)第18条、(7)第208条、(8)第119条、第140条、第159条、(10)第194条、(11)第80条

イ 入所者の医療ニーズへの対応

入所者の病状の急変等に備えるため、あらかじめ配置医師等による対応方針を定めなければならないことを介護保険施設等に義務付けます。

【対象サービス】介護老人福祉施設、特別養護老人ホーム、地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護

【改正条例】(1)第24条の2、(5)第23条の2、(8)第167条の2

ウ 療養病床等から医療機関併設型の特定施設へ転換する場合の特例

介護療養型医療施設または医療療養病床から、「医療機関併設型の特定施設入居者生活介護（有料老人ホーム等）」に転換する場合について、次のとおり特例を設けます。

- ・生活相談員、機能訓練指導員及び計画作成担当者の兼任を認めます。
- ・浴室、便所、食堂及び機能訓練室の兼用を認めます。

【対象サービス】 特定施設入居者生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護

【改正条例】 (7)附則第 25 項、附則第 26 項、附則第 27 項、
(8)附則第 22 項、附則第 23 項、附則第 24 項、
(10)附則第 17 項、附則第 18 項

(4) 訪問系サービスに関する改正

ア 訪問介護の適切なサービス提供の促進

(7) サービス提供責任者の役割の明確化

利用者の口腔に関する問題や服薬状況等に係る気付きについて、居宅介護支援事業者等のサービス関係者に情報共有することを、サービス提供責任者の責務として明確化します。

【対象サービス】 訪問介護

【改正条例】 (7)第 29 条

(4) 訪問介護サービスの適正化

訪問介護事業者は、居宅介護支援事業所のケアマネジャーに対して、自身の事業所のサービス利用に係る不当な働きかけを行ってはならないことを明確化します。

【対象サービス】 訪問介護

【改正条例】 (7)第 36 条の 2

イ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護等における人材の有効活用のための基準の見直し

(7) オペレーターの集約及び兼務の緩和

現在、夜間・早朝（18 時～翌 8 時）において認められている、オペレーター業務の事業所間での集約及び兼務について、日中（8 時～18 時）と夜間・早朝におけるコール件数等の状況に大きな差は見られないことを踏まえ、日中も認めることとします。

【対象サービス】 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

【改正条例】 (8)第 7 条、第 33 条

(4) オペレーターの資格要件の緩和

資格要件である訪問介護におけるサービス提供責任者の経験年数を、「3 年以上」から「1 年以上」に変更します。

【対象サービス】 定期巡回・随時対応型訪問介護看護、夜間対応型訪問介護

【改正条例】 (8)第 7 条、第 48 条

ウ 定期巡回・随時対応型訪問介護看護の適正なサービス提供の推進

(7) 地域へのサービス提供の推進

サービスの提供にあたっては、同一敷地や隣接する建物以外の、地域の利用者に対してもサービス提供することについて、「努力義務」から「義務」に改正します。

【対象サービス】 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

【改正条例】 (8)第 40 条

(4) 介護・医療連携推進会議の開催頻度の緩和

利用者家族や地域住民等がメンバーとなっている「介護・医療連携推進会議」の開催頻度について、他のサービス（地域密着型通所介護、認知症対応型通所介護）に合わせ、年4回から年2回とします。

【対象サービス】 定期巡回・随時対応型訪問介護看護

【改正条例】 (8)第40条

エ 訪問リハビリテーションにおける医師の配置の明確化

計画作成にあたっては医師が診療する必要があるため、医師の配置に関する基準を新たに規定します。

【対象サービス】 訪問リハビリテーション

【改正条例】 (7)第72条、(10)第72条

オ 看護職員による居宅療養管理指導の廃止

居宅療養管理指導は、医師・歯科医師等のほか、現行では看護職員も行うことができますが、サービス提供の実績を踏まえて、看護職員による居宅療養管理指導については、6か月の経過措置期間を設けた上で、廃止します。

【対象サービス】 居宅療養管理指導

【改正条例】 (7)第81条、第86条

(5) 通所系サービスに関する改正

ア 療養通所介護の定員数の見直し

定員数を、9人から18人へ引き上げます。

※療養通所介護は、常に看護師による観察が必要な要介護者が利用するデイサービスです。

【対象サービス】 療養通所介護

【改正条例】 (8)第60条の25

イ 認知症対応型通所介護の定員数の見直し

ユニット型の地域密着型介護老人福祉施設で行う共用型の認知症対応型通所介護の利用定員を「3人以下」から「ユニットの入居者と合わせて12人以下」に改正します。

【対象サービス】 認知症対応型通所介護、介護予防認知症対応型通所介護

【改正条例】 (8)第66条、(11)第10条

(6) 短期入所療養介護の基準の緩和

診療所が短期入所療養介護を提供する場合について、設備の基準から「食堂」を削除します。

【対象サービス】 短期入所療養介護、介護予防短期入所療養介護

【改正条例】 (7)第173条、(10)第157条

(7) 看護小規模多機能型居宅介護サービスの促進

ア 診療所が看護小規模多機能型居宅介護サービスを行う場合の基準の緩和

サービス利用者専用の宿泊室として1病床は確保したうえで、診療所の病床と看護小規模多機能型居宅介護の宿泊室との兼用を認めます。

【対象サービス】 看護小規模多機能型居宅介護

【改正条例】 (8)第185条

イ サテライト型事業所の基準の新設

サービス提供体制を維持できるように配慮しつつ、サテライト型看護小規模多機能型居宅介護事業所の基準を次のとおり設けます。

- ・代表者、管理者、介護支援専門員、夜間の宿直者（緊急時の訪問対応要員）は、本体事業所との兼務等を認めます。
- ・看護職員の人数については、サテライト事業所においても、医療ニーズに対応するため、常勤換算で1人以上とします。
- ・利用定員の上限は下表のとおりとします。

	サテライト（新設の基準）	本体事業所
登録定員の上限	18人	29人
通い定員の上限	登録定員の1/2～12人まで	登録定員の1/2～15人まで
宿泊定員の上限	通い定員の1/3～6人まで	通い定員の1/3～9人まで

【対象サービス】 看護小規模多機能型居宅介護

【改正条例】 (8)第83条、第181条、第182条、第184条、第189条、第192条

(8) 福祉用具貸与の適正化

利用者が適切な福祉用具を適正価格で利用できるようにするため、次のとおり福祉用具貸与事業所の専門相談員に義務付けます。

- ・全国平均貸与価格を利用者に説明すること
- ・機能や価格帯の異なる複数の商品を利用者に提示すること
- ・利用者に交付する福祉用具貸与計画書をケアマネジャーにも交付すること

【対象サービス】 福祉用具貸与

【改正条例】 (7)第237条、第238条

(9) 介護医療院にかかる改正

介護医療院が創設されたことに伴い、他のサービスの基準に規定されている施設名称に「介護医療院」を加えます。

4 施行予定期日

平成30年4月1日

ただし、一部の改正規定は基準省令の施行日に合わせて平成30年10月1日施行とします。

《平成30年10月1日施行となる規定》

3-(2)-オ 訪問介護の利用回数の多い利用者への対応

3-(8) 福祉用具貸与の適正化